

春日井市告示第9号

平成28年春日井市告示第20号（春日井市福祉応援券支給条例第8条第1項に規定する市長が定める物品等）の一部を次のように改正し、平成30年8月1日から施行する。

平成30年2月5日

春日井市長 伊藤 太

表中日用品の項の次に次のように加える。

食料品・飲料	日本標準商品分類による食料品及びアルコールを含まない飲料
--------	------------------------------